

計 量

「小型はかり」の 定期検査を行います

町内で事業を営んでいる方のうち、小型はかり（能力が1t未満）を取引や証明に使用している場合、そのはかりは2年に一度の検査が義務づけられています。

当別町では、今年が定期検査年です。

▼検査日時

5月25日（火）午後

5月26日（水）午前・午後

▼場所 役場第二庁舎

▼検査機関 北海道計量検定所

町では、4月に各事業所などの「小型はかり」確認の調査をしましたが、調査もれの事業所などがありましたら申し出ください。

▼問合せ 環境生活課町民生活係 (☎ 23 - 3209)

水 道

確認しましょう 各家庭の水道管

「水道が故障したら町で直してくれますよね？」というお問い合わせがあります。

水道＝公共施設という認識は間違いではありませんが、各家庭の蛇口から屋外の地中に埋まっている水道メータまでの水道管は各家庭の所有物となるため、この維持管理や修繕費用についてはご家庭の負担となります。

水道使用量が前月より異常に多くなっている場合は、水道管からの漏水も考えられますのでご注意ください。水道の修理は、直接、指定給水装置工事事業者（指定水道工事店）にお申し込みください。

なお、水道メータやメータ受信器の修繕・交換については町でおこなっています。

▼問合せ

上下水道課 (☎ 22 - 2411)

あそびのひろば ☆5月の日程☆

時間は全て10時から11時30分

▼こりす・うさぎ(1歳6か月～就学前)

会場 ゆとろ(全て火曜日)

11日・18日・25日

▼キャロット(1歳6か月～就学前)

会場 ふとみ保育所(全て水曜日)

12日・19日・26日

▼ミニトマトクラブ(乳児支援)

6日(木) ゆとろ

27日(木) ふとみ保育所

▼サロン(0歳～就学前対象)

わんぱくサロン

子どもハウス(毎週月曜日)

10日・17日・24日・31日

福祉ターミナル(毎週水曜日)

12日・19日

ゆとろ 26日

すみれサロン(ふとみ保育所)

毎週金曜日

▼詳細・問合せ 子育て支援係

(ゆとろ内・☎ 25 - 2658)

大雨などの気象警報を市町村ごとに発表します

気象庁では、5月下旬から、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。例えば、当別町に災害発生のおそれがある場合、これまでは、当別町を含む「石狩地方」、「石狩北部」に対して警報・注意報を発表していますが、5月下旬からは、「当別町」と表示して発表します。

なお、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/>)や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)に掲載する予定です。

▼問合せ 札幌管区气象台業務課 (☎ 011 - 611 - 3217)

防災情報提供センター
携帯端末用QRコード



夏至祭でスウェーデンの 民族衣装を着てみませんか？



第27回夏至祭でスウェーデンの民族衣装を着てお祭りを盛り上げていただける方を募集しております。

数に限りはありますがサイズは、男女とも90センチ～LLサイズまでご用意しております。なお、衣装につきましては無料でお貸ししますがクリーニングをして返却をお願いします。

▼日程及び場所

6月20日(日) スウェーデン交流センター及びスウェーデン公園周辺

▼問合せ 当別・レクサンド都市交流協会 (☎ 23 - 2447)

「子ども手当」制度が始まります

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するため4月から創設された制度です。これに伴い、「児童手当」の支給はなくなります。「子ども手当」は「児童手当」と比べ、支給金額・支給年齢ともに拡大されます。新たに対象となる方は、手続きが必要となりますので、忘れずに申請してください。

□子ども手当の内容

対象年齢	中学校修了前まで (15歳到達後の最初の3月31日)
支給金額	1人当たり13,000円
所得制限	なし

□支給は年3回

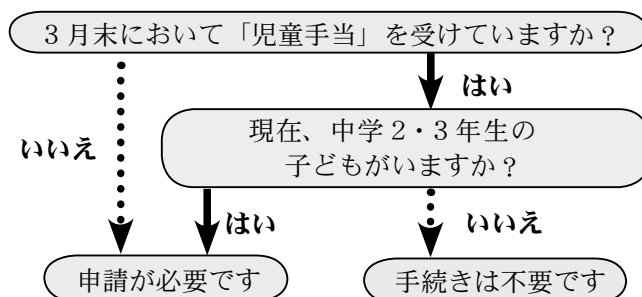
「児童手当」と同じく、6月・10月・2月に前月までの4か月分を指定の金融機関に振り込みます。現在、児童手当を受給中の方は、自動的に「子ども手当」へ継続されます。右図の早分かりチャートで確認の上、申請が必要な方は手続きしてください。

□申請の方法

子育て推進課子ども係(ゆとろ ☎ 23-3024)へ
9月30日までに申請書を提出してください。申請に必要なものは、①印鑑、②銀行口座のわかるもの、③健康保険証の写しなどです。

例) 今まで児童手当(月額5,000円)を支給されていた子ども一人当たりの6月支給額
2・3月分(児童手当分)
月額5,000円×2ヶ月=10,000円…①
4・5月分(子ども手当分)
月額13,000円×2ヶ月=26,000円…②
①+②=36,000円

□手続き早分かりチャート



※公務員の方は、勤務先での手続きとなります

○●(年金)●○

読んで得する年金・国保のお話

○●(国保)●○

【まとめて納めると割引に！】

国民年金保険料は、5月以降のどの月からでも、翌年3月分までの保険料を納付書で一括して前納することができ、割引にもなります。

【免除・猶予制度があります】

国民年金には、保険料の納付が困難な場合、本人・配偶者・世帯主のいずれの方の所得も基準内であれば、申請により全額または一部が免除されます。また、30歳未満の方には納付猶予制度、学生の方には学生納付特例制度があります。

■役場窓口年金相談日

5月10日(月)・24日(月)

〈戸籍年金係窓口〉

■年金保険相談所の開設

主催 札幌北年金事務所

日時 5月20日(木)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

※年金保険相談は予約制です(相談予約専用ダイヤル ☎ 011-717-4133)。また、代理人の方が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。



【国保についてのQ&A】

Q 会社をリストラされ、保険証がありません。次の就職先が見つかるまでこのままでいい?

A 国民全てが何らかの医療保険に加入することになっていますので、脱退した健康保険の任意継続か、当別町の国民健康保険に加入しなければなりません。任意継続の手続き等は、加入していた健康保険で、国保に加入する場合は、職場の健康保険の脱退証明書を持って役場の国保窓口へ届け出てください。なお、国保税の軽減を受けられる場合がありますので、詳しくは国保窓口にお問合せください。

【ジェネリック医薬品についてのQ&A】

Q なぜ新薬からジェネリック医薬品への変更が推奨されているのですか?

A 家計の薬代が軽くなるのはもちろんですが、国民医療費の削減効果も期待されています。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23-2467)

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係 (☎ 23-2463)

雪が融けたら、いよいよ屋外スポーツのシーズンです

■5月からオープンする施設

- ・若葉球場・阿蘇公園少年野球場
- ・フラワーパークゴルフ場
- ・河川敷ゲートボール場
- ・白樺テニスコート
- ・栄公園テニスコート
- ・あいあい公園少年野球場
- ・あいあい公園パークゴルフ場
- ・遊遊公園テニスコート
- ・遊遊公園多目的芝生広場

※オープン日変更の場合がありますので、ご了承願います。

▼料金 無料

▼申込み・詳細

各施設の大会利用
・団体利用には、事前申し込みが必要となります。



各施設の窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、利用

予定日の1週間前までにそれぞれの窓口へ提出してください。

なお、各パークゴルフ場の個人利用は事前申請の必要はありませんが、各テニスコートの個人利用は、入口の鍵が必要となりますので、使用前に各窓口まで取りにきてください。

◇あいあい公園・遊遊公園内施設
西当別コミュニティーセンター
(☎ 26 - 3300)

◇河川敷ゲートボール場・遊遊公園多目的芝生広場
建設課維持管理係
(☎ 23 - 3197)

◇その他の施設 総合体育館
(☎ 22 - 3833)

■当別小学校水泳プールオープン

▼期間

6月8日(火)～9月7日(火)

▼時間

10時～12時・13時～20時
※小学生は17時まで、中学生

は18時までの利用となります。

▼休館日

毎週月曜日、8月15日・16日

▼使用料

①個人使用料(中学生以下無料)

区分	1回	回数券(12回)
高校生	200円	2,000円
大学生、一般	300円	3,000円

※未就学児の利用は、保護者の同伴が必要です。同伴の保護者の方は無料となります。

②専用使用料

区分	1コース(25メートル・1時間)
高校生	400円
大学生、一般	600円

▼問合せ

社会教育課スポーツ振興係
(総合体育館内・☎ 22 - 3833)

■ラジオ体操で1日をスタートしませんか？

▼会場 阿蘇公園

▼期間 5月1日(土)から10月31日(日) 午前6時30分から

防犯協会ニュース

●5月連休の安全対策

・5月連休は子どもたちが活発に活動する季節です。不審者・痴漢等の被害にあいやすい季節でもあります。子どもが外に出るときは、一言声をかけて、安全対策を。

●平成22年3月末の刑法犯発生状況

侵入窃盗	自動車盗	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	万引き	不審者
4件	0件	2件	0件	1件	0件	1件

●当別町防犯協会・☎ 23 - 2711